

東京大学生産技術研究所放射線障害予防規程

制定	平成13年3月12日
改正	平成13年4月1日
改正	平成14年4月1日
改正	平成16年4月1日
改正	平成18年5月1日
改正	平成22年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律」その他関係法令に基づき、東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）の職員、大学院学生その他本所に立ち入る者の安全を図るため、放射性同位元素等の使用を管理して放射線障害の発生を予防し、かつ周辺地域に及ぼす放射線障害の発生を防止することを目的とする。

2 所内の放射線を取り扱う実験室に立ち入る者は、この規程及び東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程に従って作業を行わなければならない。

(組織)

第2条 本所における放射線業務従事者及び安全管理に係る者の組織は、別図のとおりとする。

2 放射線安全専門部会（以下「専門部会」という。）は、第1条の目的のために必要な事項を審議する。

3 専門部会の構成、運営については、別に定める放射線安全専門部会規程によるものとする。

(放射線取扱主任者)

第3条 所長は、放射線の管理及び障害予防に関する職務の監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 主任者は、本所における放射線の管理・監督に関し、次の各号に定める総括的な職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程及び同取扱内規の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害予防上重要な計画への参画
- (3) 法令に基づく申請・届出・報告書類等の審査
- (4) 立入検査・施設検査等への立会
- (5) 異常並びに事故時における原因調査及び緊急処置への参画
- (6) 所長への意見具申
- (7) 使用・保管・廃棄状況及び各種記帳・施設等の確認
- (8) 放射線管理担当者及び放射線業務従事者への助言・勧告の指示
- (9) 専門部会開催の要求
- (10) その他放射線障害予防に関する事項

- 3 所長は主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(主任者の代理者)

第4条 所長は、主任者が病気、出張その他の理由により、その職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから、主任者の代理者を選任しなければならない。

- 2 主任者の代理者は、主任者が病気、出張その他の理由により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(管理担当者)

第5条 研究室の長は、主任者の業務を補佐するため、放射性同位元素等を取り扱う実験室ごとに各1名以上の放射線管理担当者（以下「管理担当者」という。）を職員の中から指名し、主任者及び専門部会に届け出るものとする。

- 2 管理担当者は、当該実験室の放射線障害予防に関し、次の各号に掲げる業務を行うとともに、所要事項を主任者に報告しなければならない。
 - (1) 管理区域に立ち入る者の入退室、放射線被曝及び放射能汚染の管理
 - (2) 施設の点検並びに実験室、管理区域等の放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況等の測定及び管理
 - (3) 放射線防護用器具、測定器等の保守管理
 - (4) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - (5) 必要な記録の作成、点検及び保管
 - (6) 前各号に掲げるもののほか管理区域立入者及び放射線取扱業務の安全に関する業務
- 3 管理担当者は、放射線業務従事者が主任者の指示勧告を遵守するよう徹底しなければならない。

(放射線業務従事者等)

第6条 本所に所属し、本所及び本所以外の放射線取扱施設で作業に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、あらかじめ所属する研究室等の長を通し、所定の手続により所長に登録の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請者は、所定の健康診断及び教育訓練を受けなければならない。
- 3 業務従事者は、前項の手続きの後、所長の承認により登録する。
- 4 業務従事者が、本所以外の放射線取扱施設で作業を行う場合、当該施設の規程に従わなければならない。

(取扱内規)

第7条 業務従事者は、この規程及び放射線取扱実験室ごとに定める取扱内規に従わなければならない。

- 2 各実験室ごとに定められる取扱内規は、専門部会の議を経て、所長が定める。

(管理区域)

第8条 管理担当者は、放射線取扱実験室ごとに管理区域を設けて必要な標識を掲げ、管理担当者が認めたもの以外の立ち入りを禁止しなければならない。

- 2 管理担当者は、管理区域の設定や変更の必要が生じたときは、主任者に申し出なければならない。
- 3 管理担当者は、放射線障害予防に必要な注意事項及び管理区域内外の放射線の量の測定等の結果を見やすい場所に掲示し、常に安全対策に心掛けなければならない。

(管理区域に立ち入る者)

第9条 管理区域に立ち入る者は、主任者及び管理担当者からの指示に従うとともに、取扱内規に従わなければならない。

- 2 業務従事者は、被曝線量測定器を着用し、取扱内規により必要事項を記録しなければならない。
- 3 管理区域内では、飲食、喫煙を行ってはならない。
- 4 見学等のため本所または本所以外の者が一時的に管理区域に立ち入る場合は、主任者の許可を得なければならない。

(使用)

第10条 放射性同位元素実験室を使用する業務従事者は、あらかじめ放射性同位元素実験室使用申請書を提出し、主任者及び管理担当者の許可を受けなければならない。

- 2 研究室の長等は、放射線発生装置等の新設又は使用の変更を行う場合にあっては、あらかじめ所長に申し出て、所定の登録をしなければならない。
- 3 前項の場合、研究室の長等は、その旨主任者に通知しなければならない。

第11条 業務従事者は、主任者、管理担当者の指示、注意事項等を守るとともに、取扱内規に従わなければならない。

- 2 業務従事者は、遮蔽物及び保護具の使用、距離をとる、短時間で行う等により人体に受ける放射線の量をできるだけ少なくしなければならない。
- 3 業務従事者は、放射性同位元素の使用にあたっては、所定の実験室で行わなければならない。
- 4 業務従事者は、放射性同位元素の使用に関し、年月日、氏名、放射性同位元素の種類と数量、目的、方法及び使用場所を記録するものとする。
- 5 業務従事者は、密封線源を移動して使用する場合、使用にあたり線源の密封状態を、使用後は直ちに線源の紛失、漏洩等の異常の有無をそれぞれ放射線測定器により点検し、異常が判明した場合には、放射線障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第12条 非密封放射性同位元素の使用に際しては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用は作業室で行い、専用のスリッパ、実験衣を着用すること。また、これらを着用のまま、みだりに管理区域から出ないこと。
- (2) 非密封放射性同位元素を使用するときには、排気装置を運転し、ドラフト内で操作を行う等作業室内空気中の放射性同位元素濃度が空気中濃度限度を超えないようにすること。

- (3) 実験機、流し、器具等、手に触れるものの汚染を可能な限り避けるとともに、実験の前後に汚染の有無を検査する。汚染を発見したときは、速やかに汚染を除去するか、汚染の拡大を防止するなどの措置を講じること。
 - (4) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えるものは、みだりに作業室から持ち出さない。また、その密度が表面密度限度の1/10を超えるものは管理区域から持ち出さないこと。
- 2 管理区域から退出するときは、人体及び実験衣、スリッパ等の汚染検査を行い、汚染があった場合は除去して退出しなければならない。

(保管・運搬・廃棄)

第13条 放射性同位元素は、主任者又は管理担当者の指示に従い貯蔵室内又は所定の貯蔵箱内に保管するものとし、その貯蔵能力を超えて貯蔵しないものとする。

- 2 機器に装備された密封放射性同位元素は、装備した状態で保管しなければならない。
- 3 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素は、気密な容器に、液体又は固体状の場合は、ガラス等の浸透しにくい容器に入れ、受け皿等の汚染の拡がりを防止する措置をして保管しなければならない。
- 4 貯蔵室内では、業務従事者は、保管する放射性同位元素を鉛等の材料、器具を用い適宜遮蔽するとともに、出入りする場合は線量を測定し所定の記録をしなければならない。
- 5 保管容器には標識を付け、種類、数量等必要な事項を明記するものとする。

第14条 放射性同位元素等の運搬に際しては、危険物との混載禁止、転倒の防止、汚染拡大の防止等必要な措置を講じなければならない。

- 2 放射性同位元素の搬入又は搬出をしようとする者は、あらかじめ主任者及び管理担当者と相談し、その指示に従って行わなければならない。
- 3 本所内で運搬するときには、関係法令に基づくとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 運搬容器は振動、衝撃による亀裂、破損が生じないものとし、搬出物表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えないようにし、かつ、1cm線量当量が表面において2mSv/hを超えず、表面から1m離れた位置において100μSv/hを超えないように措置すること。
 - (2) 運搬経路を限定し、見張り人、標識等の方法で関係者以外の通行を制限し、監督者を同行させること。
 - (3) 車両で運搬する場合は、速度を制限すること。
 - (4) 車両及び容器表面に所定の標識を付けること。
- 4 本所外での運搬は、所長及び主任者の承認を受けるとともに、関係法令に基づいて行わなければならない。

第15条 非密封放射性同位元素の廃棄物は、放射性同位元素の種類、性状等に応じて所定の容器に入れ、その数量、種類、業務従事者氏名及び年月日を記録しておかなければならない。

- 2 放射性廃棄物容器は、保管廃棄室内の管理担当者が指示する場所に保管廃棄しなければならない。

い。なお、廃棄物は廃棄業者に引渡す。その場合、管理担当者はあらかじめ主任者の指示を得なければならない。

- 3 濃度の低い廃液は、排水設備により廃棄する。廃液貯留槽内の廃液量が一定の量に達したとき、管理担当者は、バルブを切り換えることにより廃液が流入する貯留槽を変更する。さらに、貯留水中の水中放射性同位元素の濃度を測定し、必要があれば希釈することにより、排水中の濃度限度以下であることを確認してから放流する。その際、放射性同位元素の種類、濃度、放流量、氏名及び年月日を記録しなければならない。ただし、濃度限度を超えている場合は、主任者の指示に従って措置するものとする。
- 4 気体は、排気設備により排気する。管理担当者は、排気モニターを始動させて連続記録を行い、排気中の濃度限度以下になるようにして排気しなければならない。濃度限度を超えるおそれのある場合、管理担当者は非密封放射性同位元素使用者に取扱方法の変更を指示すること。業務従事者はその指示に従わねばならない。
- 5 密封放射性同位元素は廃棄せず廃棄業者に引き渡す。

(場所の測定)

第16条 所長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況を測定し、評価し、記録し、保存しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界、キャンパス境界及びキャンパス内の居住区域境界において、原則として1cm線量当量について放射線測定器を用いて行うものとする。
- 3 汚染状況の測定は、非密封放射性同位元素取扱施設の作業室、汚染検査室、排気口、排水口及び管理区域境界について行う。
- 4 実施時期は、取扱開始前又は密封放射性同位元素の移動のごとに1回、その後は、放射性同位元素装備機器においては6月を超えない期間、その他の放射性同位元素取扱施設においては1月を超えない期間ごとに1回行う。
- 5 日時、場所、測定者氏名、測定器の種類、型式、方法、結果及び何らかの措置を講じた場合、その措置について記録し、これを5年間保存する。

(個人の測定)

第17条 所長は、業務従事者に対し、個人用の放射線測定器を着用させ、その被曝線量を測定し、測定者、被測定者氏名、測定器の種類と型式、方法、部位及び結果を記録しなければならない。

- 2 測定は、胸部（女子にあつては、腹部）について1cm線量当量及び70 μ m線量当量について行い、外部被曝が最大となるおそれのある部分が頭一頸部、胸一上腕部、腹一大腿部のうち胸一上腕部（女子にあつては、腹一大腿部）以外であれば、その部分についても、また、これら以外の部分であれば、その部分についても行う。
- 3 放射性同位元素を誤って摂取した場合、又はそのおそれのある場合は、内部被曝についても測定を行う。
- 4 測定結果より実効線量及び等価線量を算定し、算定年月日、対象者、算定者、算定期間、実効線量、組織名及びその等価線量を記録する。
- 5 測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間、4月1日を

始期とする1年間並びに妊娠の申し出等をした女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、集計し記録するとともに、該当期間について前項の算定を行い記録する。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、記録すること。

- 6 所長は、第1項及び前項の記録を永久に保存し、記録の都度、その写しを業務従事者に交付するものとする。

(教育訓練)

第18条 業務従事者は、東京大学環境安全本部放射線管理部の定める教育訓練を受けなければならない。

- 2 前項の教育訓練は、東京大学アイソトープ総合センターが行う全学一括教育訓練及び所長が行う部局教育訓練とする。
- 3 再教育訓練は、1年を超えない期間ごとに実施する。
- 4 所長は、部局教育訓練の結果を東京大学アイソトープ総合センター長に報告しなければならない。
- 5 全学一括教育訓練は、放射線業務従事者の教育訓練に関する実施要項に基づいて新規業務従事者を対象として実施する。
- 6 本所における部局教育訓練は本所の放射線障害予防規程および本所の施設における放射線障害防止に関し必要な事項とする。ただし、新規業務従事者に対してはこの規程についての教育を30分以上実施することとする。

(健康診断)

第19条 所長は、東京大学保健・健康推進本部と連携して業務従事者等の健康管理を行うものとする。

- 2 業務従事者の健康診断は、東京大学保健・健康推進本部において行う。
- 3 所長は、業務従事者等に対し、健康診断の受診を指示しなければならない。
- 4 保健・健康推進本部長は、健康診断の結果を所長に報告するとともに、その記録を保存しなければならない。
- 5 健康診断は業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づいて行う。

(記録・保管)

第20条 所長は、次の各号に定める事項について記録させなければならない。

- (1) 使用に際しては、放射性同位元素の種類及び数量、又は装備機器の名称、又は放射線発生装置の種類、使用の年月日、目的、方法、場所及び使用者氏名
- (2) 受入れ、払出しに際しては、放射性同位元素の種類及び数量、受入れ又は払出しの年月日、相手方の氏名又は名称
- (3) 保管、廃棄に際しては、放射性同位元素の種類及び数量、又は装備機器の名称、保管の期間、又は廃棄の年月日、方法、場所及び保管、廃棄に従事する者の氏名
- (4) 運搬に際しては、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、方法及び荷受人又は荷送人の

氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 教育訓練に際しては、実施年月日、項目、受講者氏名

(6) 第24条に係る施設の点検に関する記録

- 2 記録簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日時に帳簿を閉鎖し、更新するものとする。
- 3 所長は、更新済みの記録を5年間保管しなければならない。

(災害時・危険時の措置)

第21条 地震、火災等の災害が発生した場合は、生産技術研究所放射線施設緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、所長に報告しなければならない。

第22条 業務従事者は、放射性同位元素の地震・火災・運搬中の事故等の災害により放射線障害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、放射性同位元素の飛散・漏出等の事故を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 同室の者に知らせるとともに、主任者及び管理担当者に通報する。

(2) 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者が生じた場合は、速やかに救出し、必要な応急措置をし、医師の診断を受けさせる。

(3) 放射性同位元素は必要に応じて安全な場所に移し、見張りの者を置き、標識を立て、縄張りをするなどの措置を講じ、関係者以外の立ち入りを禁止する。

- 2 主任者は、所長、専門部会長及び事務部関係者に連絡し、必要に応じ関係機関に通報して切な措置を要請しなければならない。
- 3 所長は、直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告)

第23条 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合、放射性同位元素が異常に漏洩した場合、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超え又はそのおそれのある程度に被曝した場合、その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、これらの事態を発見した者は所長又は主任者に通報しなければならない。

- 2 主任者は、所長、専門部会長及び事務部関係者に連絡し、必要に応じ関係機関に通報して適切な措置を要請しなければならない。
- 3 所長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。
- 4 所長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被曝線量分布等を「放射線管理状況報告書」により毎年6月30日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

(施設の点検・改修)

第24条 管理担当者は、別表「点検項目及び実施時期」に掲げる事項について定期的に施設の点

検を実施し、実施年月日、実施者氏名、点検の結果及びこれに伴う措置の内容を記録しなければならない。

- 2 管理担当者は点検の結果を主任者を通じ、所長に報告しなければならない。
- 3 点検の結果、異常が認められたときは、所長は、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

第25条 所長は、放射線施設の修理、改造、除染等を行うときは、実施計画を作成し主任者及び当該施設の管理担当者と協議しなければならない。

- 2 所長は、前項の実施計画の提出があった場合には、必要に応じて専門部会に諮問するものとする。

(必要な措置の要請)

第26条 主任者及び管理担当者は、この規程及び取扱内規に違反し、かつ、指示に従わない業務従事者等が生じた場合は、その旨を専門部会に報告しなければならない。

- 2 専門部会は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ所長に当該業務従事者等の取扱制限、中止その他の措置を求めることができる。
- 3 所長は、健康診断の結果、異常と認められた者等に対し、取扱期間の短縮、放射線の取扱の停止など業務従事者の健康管理上必要な措置を講じなければならない。

(事務分担)

第27条 本所における放射線障害予防に関する事務は、総務課において担当する。

- (1) 関連文書の処理保管、記帳簿の保管、教育訓練事務
- (2) 規定内規の改廃、申請・届出書類作成
- (3) 業務従事者の登録、健康診断の通知と記録
- (4) 事故時の報告書の作成
- (5) 個人線量計の受渡しと測定結果及び算定結果の記録
- (6) 施設の点検と改修に関する手続き

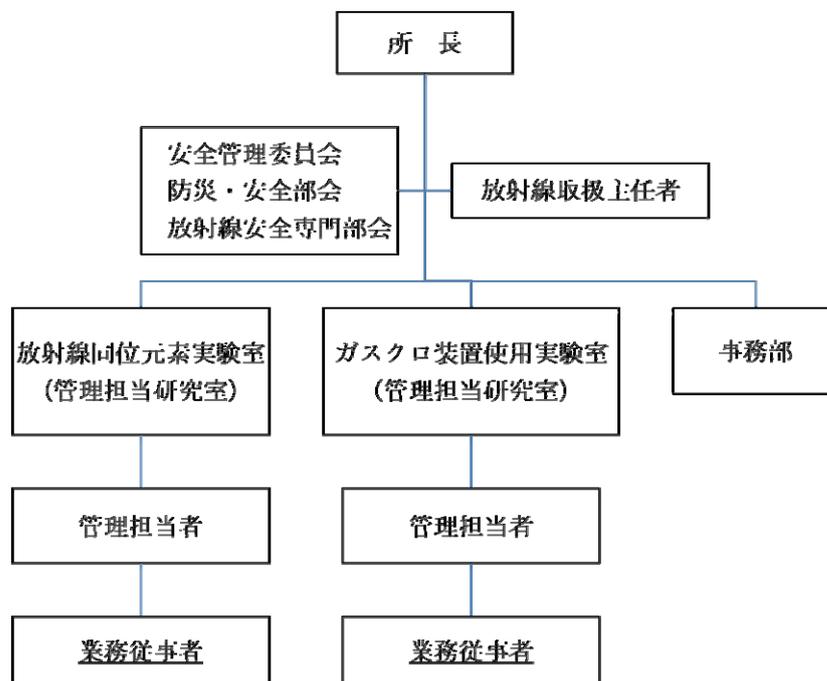
(規程の改正)

第28条 この規程の改廃は、専門部会の議に基づき所長が行う。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

組織図



別表 点検項目及び実施時期

点検項目	実施時期
①建物周辺及び耐火性、不燃性等に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
②遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
③作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
④排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑤排水設備の構造、能力等及び洗浄装置等との連結状態に関する事項	年1ないし2回以上 又は変更の生じた時
⑥管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑦標識及び注意事項に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑧汚染検査、除染等の使用施設における器具、用具に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑨貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上